

令和5年11月7日(火) **知多市報道発表資料**

税務課

担当:諸税チーム 小林

(0562 - 36 - 2634)

国民健康保険税の遡及賦課誤りについて

国民健康保険税において遡及して賦課決定した事務処理について誤りがあり、一部の被保険者の方に対して、保険税を過大に徴収していたことが判明しました。

市民の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、再発防止に努めてまいります。

1 概要

国民健康保険税の賦課期限は、地方税法の規定により、各年度における最初の納期の翌日から起算して3年を経過した日までであり、それ以後は、賦課決定を行うことができないとされています。

この「最初の納期」について、一律に普通徴収の第1納期限である7月31日と解釈していたため、普通徴収よりも「最初の納期」が早く到来する特別徴収の被保険者(5月10日)について、遡って賦課決定できない期間にもかかわらず、増額賦課更正をしていたことが判明しました。

2 対象

3人 合計66,300円

3 今後の対応

対象者にお詫びするとともに、早急に還付手続きを行います。

4 再発防止策

- ・適正な法解釈の徹底
- ・他自治体やシステム委託業者との情報共有
- ・作業時のチェック体制の強化